

地域医療勤務環境改善支援事業

Ⅲ 勤務環境改善医師派遣等推進事業

(長時間労働医療機関への医師派遣支援)

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

【対象医療機関】

①派遣医療機関

地域医療に特別な役割を担う医療機関に医師派遣を行う医療機関
※ただし、本事業の対象となる派遣は、②の派遣受入医療機関における時間外・休日労働時間が年間720時間を超える医師がいる診療科への派遣に限る。

②派遣受入医療機関

時間外・休日労働時間が720時間を超える医師がいる診療科を有する医療機関※

※「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、医師労働時間短縮計画を作成し、労働時間短縮に向けた取組を行う医療機関のみ対象。

【対象経費】

①派遣医療機関

派遣医療機関における医師1人一月当たりの経常利益相当額に、派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額

②派遣受入医療機関

派遣医師の受入にかかる費用
医師派遣を目的とした寄附講座にかかる費用 等

【対象の医師派遣】

- ① 派遣元医療機関からの要請で実施する医師の勤務環境改善を目的とした医師派遣
- ② ①のうち派遣元医療機関に在職のうえ、派遣先医療機関へ実施する医師派遣

【補助割合】

1/2

【補助単価】

- ・派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数(派遣医療機関)
- ・派遣医師1人当たり150千円(派遣受入医療機関)



医師派遣元医療機関



※同一法人間は対象外



医師派遣先医療機関

勤務環境改善医師派遣等推進事業の対象経費の考え方

①派遣医療機関

派遣医療機関における直近の決算数値により以下の式により算出される医師1人1月あたりの経常利益相当額に、派遣医師ごとに派遣月数及び実派遣勤務日数と派遣元医療機関における派遣開始月から終了月までの間の総診療日数の割合を乗じて得た額の合算額を対象経費とする。
また、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。

(式)

$$\frac{(\text{入院診療収益} + \text{外来診療収益} - (\text{人件費(医療職)} + \text{材料費} + \text{その他の経費}))}{\text{医師数(常勤} + \text{非常勤)}} \times 1/12$$

②派遣受入医療機関

派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費(派遣受入医療機関における派遣医師の受入準備等に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、損害保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費)を対象経費とする。